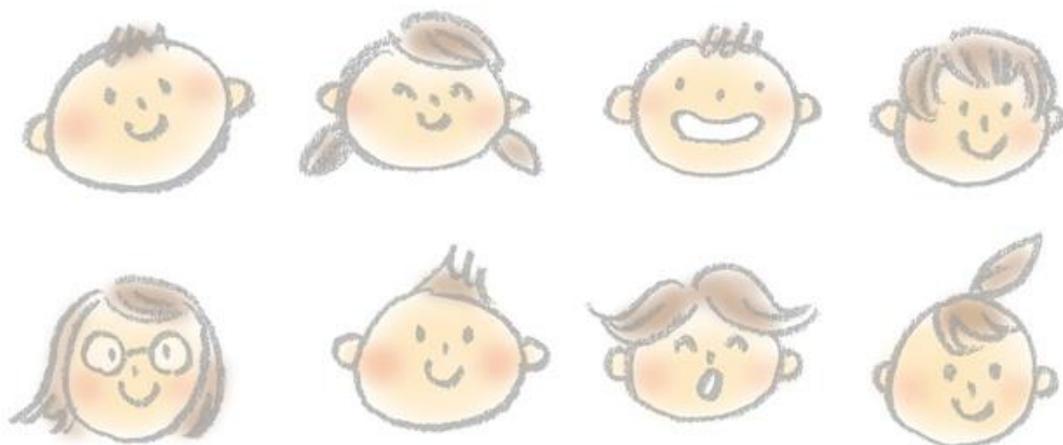




築上町 子ども・子育て支援事業計画



平成 27 年 3 月

福岡県築上町

あいさつ

近年、急速に進行する少子化は、築上町においても例外ではなく、子どもや家庭を取り巻く社会環境に多くの影響を与えております。このため、夢や希望を持ちながら子育てのできる環境を整備していくことは、地域全体で取り組まなければならない課題であります。少子化を食い止め、豊かな社会を取り戻すためには、すべての人が子育ての重要性を再確認しなければなりません。

こうした状況の中で、国においては平成24年8月に子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。この3法が目指す基本的な考えは「子どもの最善の利益」を実現させる社会であり、新制度では幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとしています。

本町では、平成17年3月に「築上町次世代育成支援後期行動計画」を策定し、子育て支援に取り組んでまいりましたが、この度、新制度の実施に向けて「築上町子ども、子育て支援事業計画」を策定いたしました。この計画では、地域全体で子育てを応援し、次代を担う子どもたちが安全に健やかにのびのびと育つまちづくりを目指すことを目標にしています。築上町の未来を担う子どもたちを地域全体で見守り、子育て家庭を支え、住民の皆さまに築上町に住んでよかった、育ってよかったと思われるまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

最後に、計画策定にあたり、貴重なご意見を頂いた子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、アンケートを通じて町民の皆さまから多くのご意見をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

平成27年3月

築上町長 新川 久三

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景	3
2. 子ども・子育て支援新制度の概要	4
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画の期間	6
5. 計画の策定体制	6
(1) 子ども・子育て会議の設置	6
(2) アンケート調査の実施	6
(3) 国・県との連携	6

第2章 本町の現状

1. 人口の動向	9
(1) 築上町の人口推移	9
(2) 世帯の推移	10
(3) 出生数の推移	10
(4) 合計特殊出生率の推移	11
(5) 婚姻と離婚	11
(6) 女性の就労の状況	12
2. 子育て支援の状況	13
(1) 認可保育所の状況	13
(2) 幼稚園の状況	14
(3) 延長保育事業の状況	15
(4) 放課後児童クラブ利用者の状況	16
3. 将来人口推計	17

第3章 基本理念

1. 基本理念	21
---------	----

第4章 子ども・子育て支援サービス

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像	25
2. 教育・保育提供区域の設定	26
(1) 教育・保育提供区域の考え方	26
(2) 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項	26
(3) 本町の教育・保育提供区域について	26
(4) 提供区域設定の主な理由	26
3. 保育の必要性の認定について	27
4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容	28
(1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）	28
(2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）	29
5. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容	30
(1) 利用者支援事業	30
(2) 地域子育て支援拠点事業	30
(3) 一時預かり事業	31
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	32
(5) 養育支援訪問事業	32

(6) ファミリー・サポート・センター事業	33
(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	33
(8) 延長保育事業	34
(9) 病児・病後児保育事業	35
(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	36
(11) 妊婦健康診査事業	36
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	37
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	37
6. 子ども・子育て支援給付に係る	
教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	38
(1) 認定こども園の普及及び推進	38
(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進	38
(3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進	38
7. 関連施策の展開	39
(1) 産後の休業及び育児休業後における	
特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	39
(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	
に関する都道府県が行う施策との連携	39
第5章 次世代育成支援行動計画	
1. 評価の概要	43
(1) 評価の項目	43
(2) 施策の達成状況	44
(3) 検証と課題について	44
2. 評価結果及び今後の取組み	45
(1) 子どもがのびやかでたくましく成長するまちづくり	45
(2) 安心とゆとりをもって子育てを楽しめるまちづくり	57
(3) 地域全体で子育てを支えるまちづくり	63
(4) 心身ともに健全な次代の親をはぐくむまちづくり	68
第6章 計画の推進体制	
1. 市町村等の責務	75
2. 計画の推進に向けた役割	75
(1) 行政の役割	76
(2) 家庭の役割	76
(3) 地域社会の役割	76
(4) 企業・職場の役割	76
(5) 各種団体の役割	76
3. 計画の推進に向けた3つの連携	77
(1) 町内における関係者の連携と協働	77
(2) 近隣市町村との連携と協働	77
(3) 国・県との連携、関係部局間の連携と協働	77
資料編	
1. 計画策定の経緯	81
2. 築上町子ども・子育て会議条例	82
3. 築上町子ども・子育て会議 委員名簿	84

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されており、若年層の非正規雇用の増加や女性の継続的な就労、子育て世帯の男性の長時間労働など、子育てをめぐる社会環境は厳しい状況にあります。

また、近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などは子育て世代のライフスタイルを従来とは異なる形に変化させ、身近な地域に相談できる相手がいないといった子育ての孤立や、家庭や地域における子育て力の低下も懸念されています。

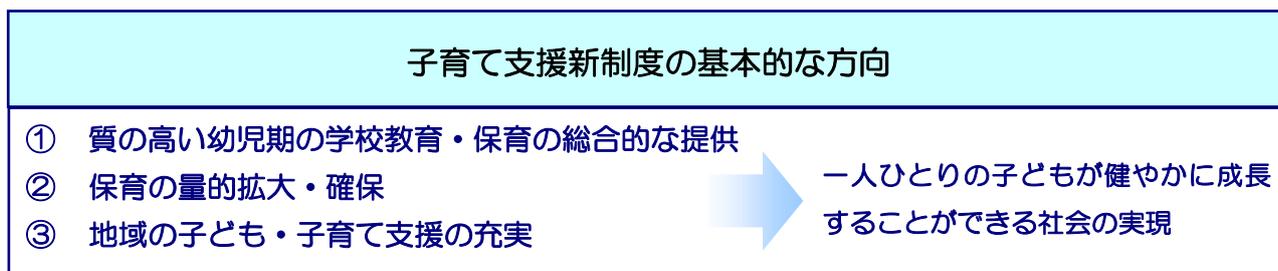
子育て支援をめぐるっては、都市部において3歳未満の待機児童が依然として解消されない一方、少子化の影響から定員割れの幼稚園・保育所のある地域があるなど、子育て支援を取り巻く環境は地域によって大きく異なり、現行制度での対応が困難な状況にあります。

本町においては、平成17年3月に「次世代育成支援対策行動計画」を策定し、平成17年度から26年度までを計画期間として、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的とし、本計画を策定します。

2. 子ども・子育て支援新制度の概要



(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供に向けて、「認定こども園」制度が改正され、幼児教育と保育を一体的に提供する体制を整え、幼児期の学校教育・保育に関する保護者の選択肢を増やしていくことを目指されています。

具体的には、4種類ある認定こども園（「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」）のうち、「幼保連携型認定こども園」という種類の施設を見直し、これまで非常に複雑だった設置のための手続きを簡素化することにより、施設の設備と幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図ることとされています。

(2) 保育の量的拡大・確保

保育の量（提供体制）の確保に向けては、保育所などの施設が、行政による設置の「認可」を受けやすさを改善・透明化し、施設等の設置を促進したり、「小規模保育」、「家庭的保育（「旧保育ママ」）」などのさまざまな手法による保育に対する新たな財政措置を行い、提供される保育の量や種類を増やしたりすることで、待機児童を解消することが目指されています。

また、「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを図ることとされています。

(3) 地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」、「延長保育」、「地域子育て支援拠点事業」、「妊婦健診」などの事業の拡充を図ることとされています。

また、子育て支援に関する相談の受付や施設・サービスの紹介、情報提供などを行う窓口を設置するなどの新たな取り組みによって、多様なメニューからニーズに合ったサービスを選択して利用できる仕組みづくりが目指されています。

3. 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町の子育て支援の総合的な計画となります。

また、次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が平成 37 年 3 月 31 日までに延長されたことから、同法 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置付け一体的に策定するものとします。

また、地域福祉計画、障害者計画・障害福祉計画、健康増進計画等との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

子ども子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

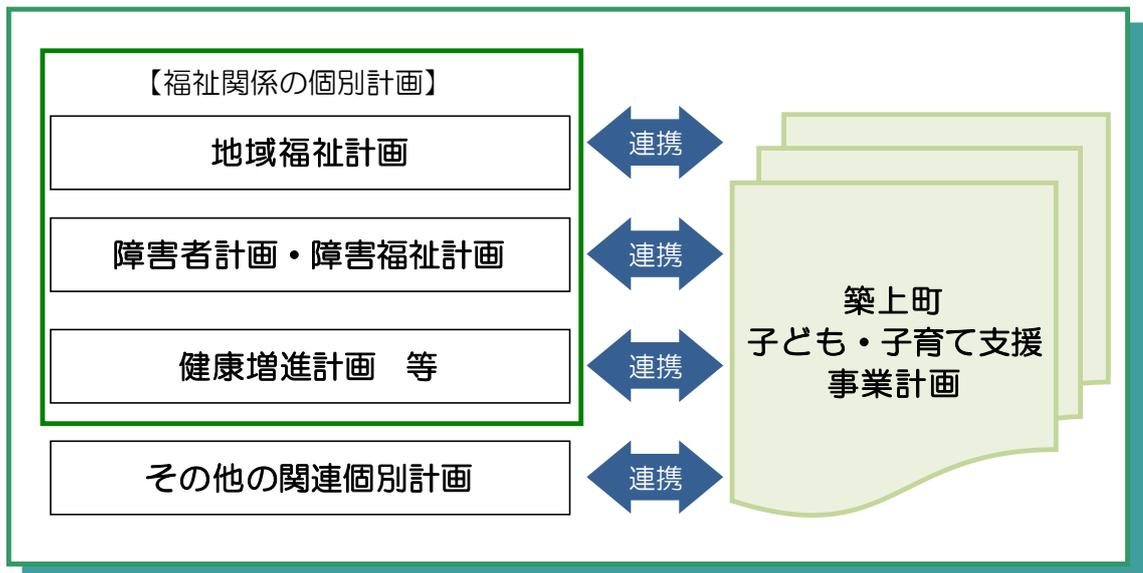
次世代育成支援対策推進法（抄）

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

築上町総合計画

連携
整合性



4. 計画の期間

計画期間については、平成 27 年度を開始初年度とし、平成 31 年度までの5年間とします。
また制度の改正などを踏まえ、目標の達成状況を評価し、平成 31 年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しをおこなうものとします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
子ども・子育て支援事業計画				
				計画見直し

5. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成される「築上町子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しています。

(2) アンケート調査の実施

築上町に居住する保護者を対象に、アンケート調査を実施し、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをおうかがいし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

- 調査対象者 就学前児童調査 : 築上町在住の就学前児童をお持ちの保護者の方
- 小学生児童調査 : 築上町在住の小学生児童をお持ちの保護者の方
- 調査方法 就学前児童調査 : 保育所及び郵送による配布、回収調査
- 小学生児童調査 : 小学校及び郵送による配布、回収調査
- 調査期間 平成 25 年 12 月
- 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童調査	1,029	669	65.0%
小学生児童調査	969	767	79.2%

(3) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

第2章

本町の現状

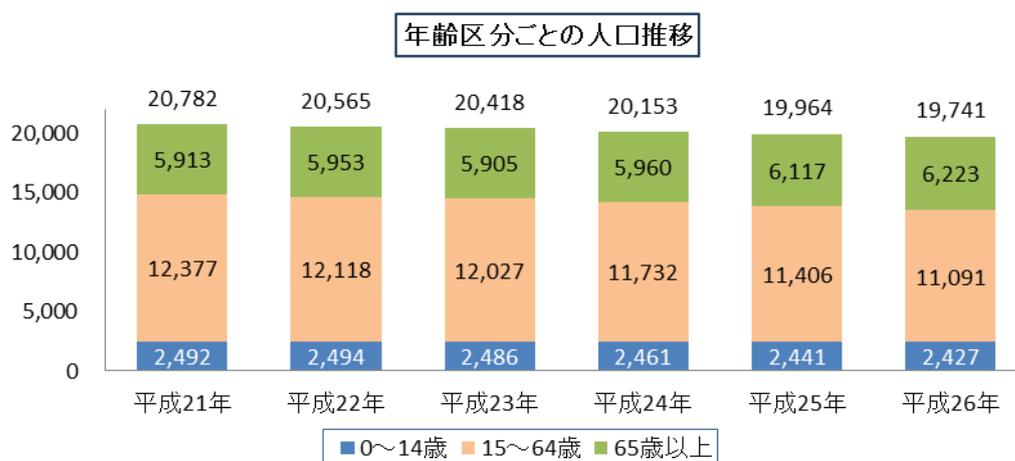
第2章 本町の現状

1. 人口の動向

(1) 築上町の人口推移

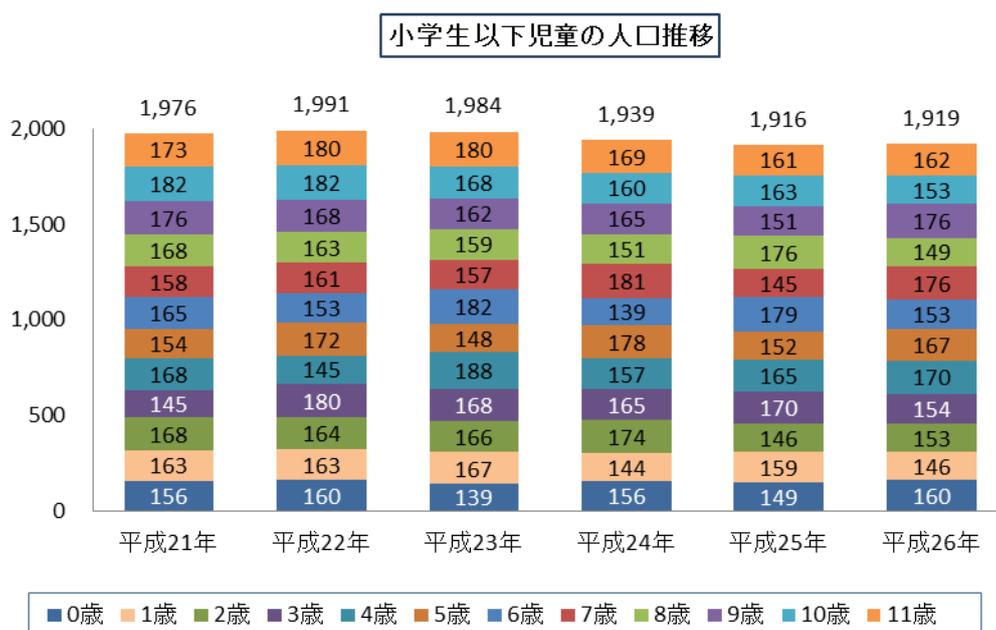
本町の人口は、平成21年の20,782人から、平成26年の19,741人と年々減少傾向で推移しています。

年齢区分ごとの人口では、65歳以上の高齢者は、平成21年の5,913人から平成26年の6,223人と増加傾向にあり、一方14歳までの年少人口は、平成21年の2,492人から平成25年の2,427人と減少傾向となっており、少子高齢化が進行しています。



各年4月1日現在

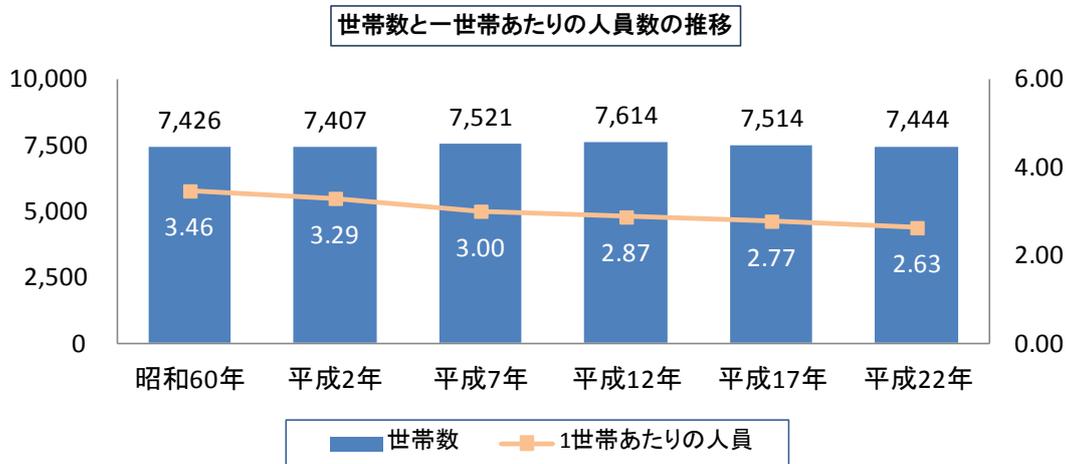
小学生以下の児童人口に関しても、年度ごとの増減はあるものの減少傾向にあります。



各年4月1日現在

(2) 世帯の推移

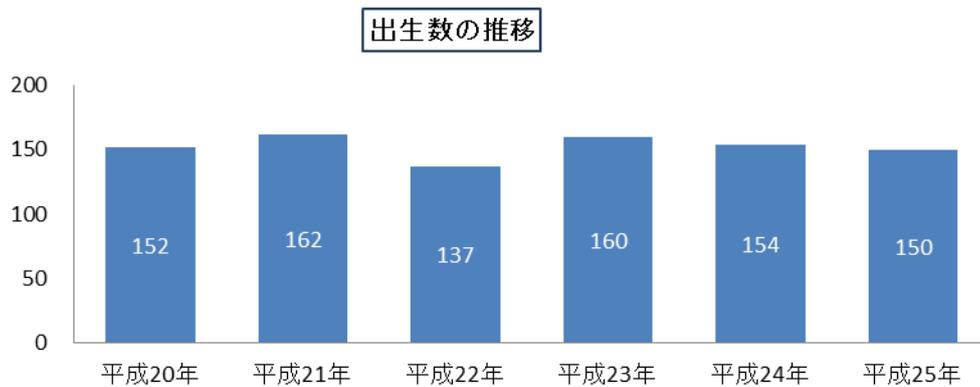
国勢調査による築上町の世帯数は、年度毎の増減はあるもののほぼ横ばいで推移しています。また、1世帯あたりの人員は、昭和60年の3.46人から平成22年の2.63人と核家族化が進行しています。



国勢調査

(3) 出生数の推移

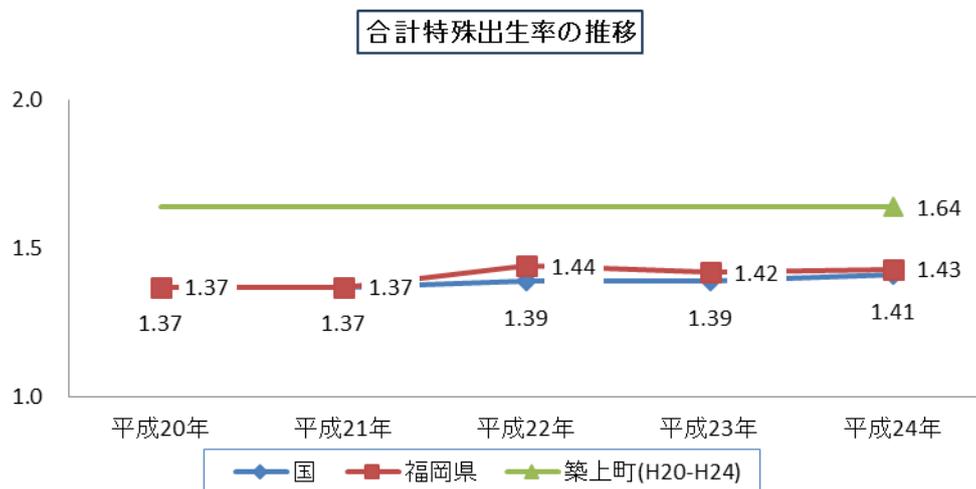
築上町における出生数は、年度ごとの増減はあるものの、概ね150人程度で推移しています。



(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、「15～49歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

築上町の合計特殊出生率（平成20-平成24年）は、国や福岡県より高い水準で推移しています。

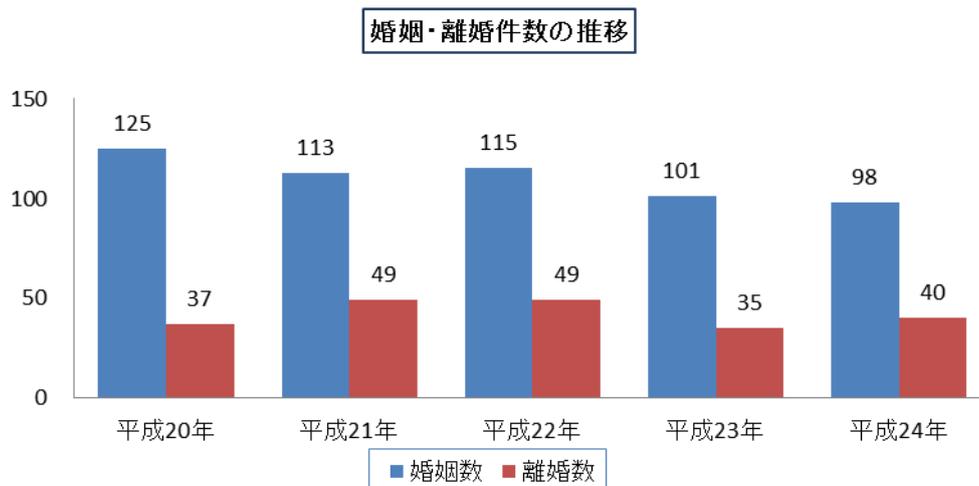


人口動態統計

(5) 婚姻と離婚

婚姻については、年度ごとにバラつきがあり、平成20年が125件と最も多く、平成24年が98件と最も少なくなっています。

また、離婚については、平成21・22年が49件と最も多く、平成23年が35件と最も少なくなっています。



人口動態統計

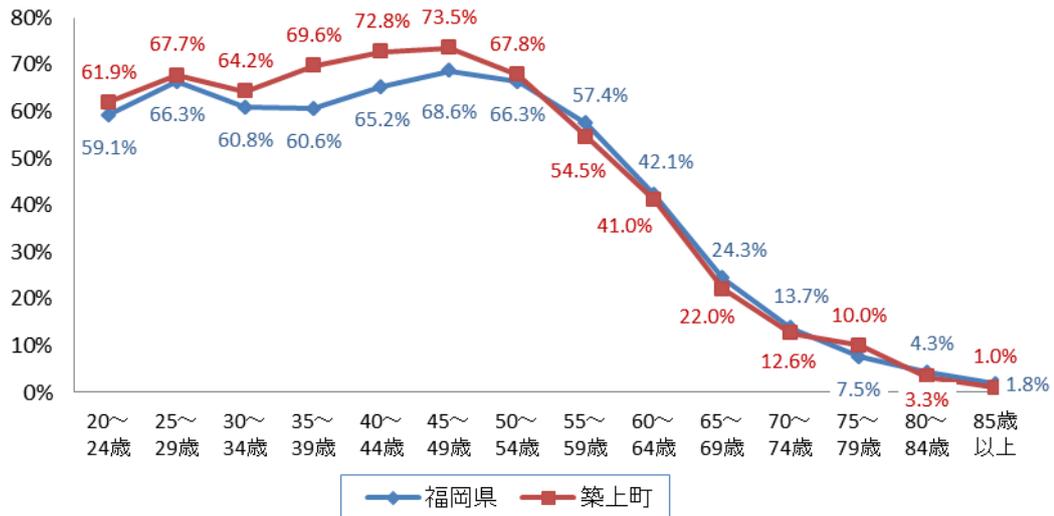
(6) 女性の就労の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

築上町における女性の就労状況は、主に子育てを行っている30-34歳に大きくくぼみ(一時的な就労率の低下)があり、その後35~49歳にかけて就労率が持ち直している、「M字カーブ」を描いています。

また、福岡県平均と比較してみると、ほとんどの年代で就労率が高くなっています。

女性の就労の状況



平成 22 年 国勢調査

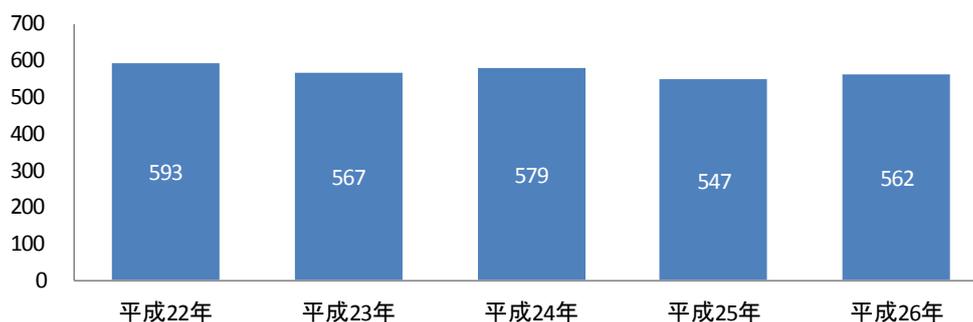
2. 子育て支援の状況

(1) 認可保育所の状況

認可保育所利用者数の合計は、平成22年の593人から平成26年の562人と年度ごとの増減はあるものの減少しています。

平成26年度の定員に対する利用者数は、ほとんどの施設において定員を下回っていますが、築上町内の利用者では八津田保育園、町外からの受け入れを含んだ場合、山びこ保育園、八津田保育園、東築城保育園において定員を上回っています。

認可保育所利用者の推移



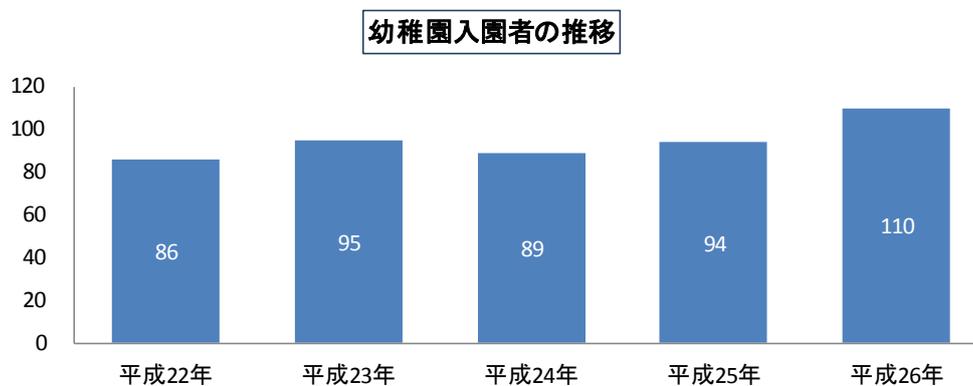
施設名	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成26年 合計数	26年度 定員数
築上町立椎田保育園	53	42	44	37	51	52	90
築上町立葛城保育園	29	28	26	17	21	25	45
築上町立築城保育所	83	68	66	69	68	70	90
福間保育園	24	28	22	14	13	16	30
山びこ保育園	94	100	87	102	112	127	120
八津田保育園	111	112	137	123	129	136	120
光耀保育園	17	17	14	17	17	20	20
第二青蓮保育園	42	38	39	31	24	26	45
第一青蓮保育園	35	34	35	37	33	40	45
東築城保育園	84	82	92	83	84	102	90
町外保育園	21	18	17	17	10	-	-
合 計	593	567	579	547	562	624	695

各年5月1日現在

※平成26年合計数は、町外からの受入児童を含む人数

(2) 幼稚園の状況

幼稚園利用者数は、平成 22 年の 86 人から平成 26 年の 110 人と年度ごとの増減はあるものの増加しています。(町外幼稚園の利用者含む)

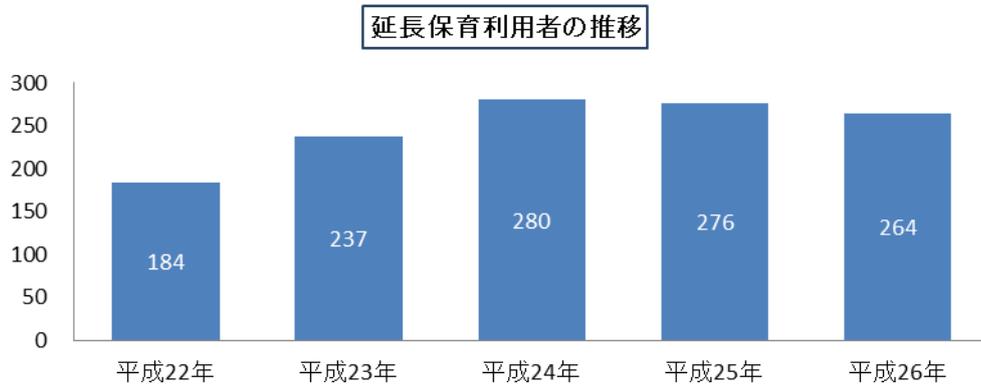


施設名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	26 年度 定員数
めぐみ幼稚園	47	51	49	42	49	100
町外幼稚園	39	44	40	52	61	-
合 計	86	95	89	94	110	100

各年 5 月 1 日現在

(3) 延長保育事業の状況

延長保育利用者数の合計は、平成 22 年から平成 24 年まで増加傾向にあり、その後若干の減少傾向で推移しています。

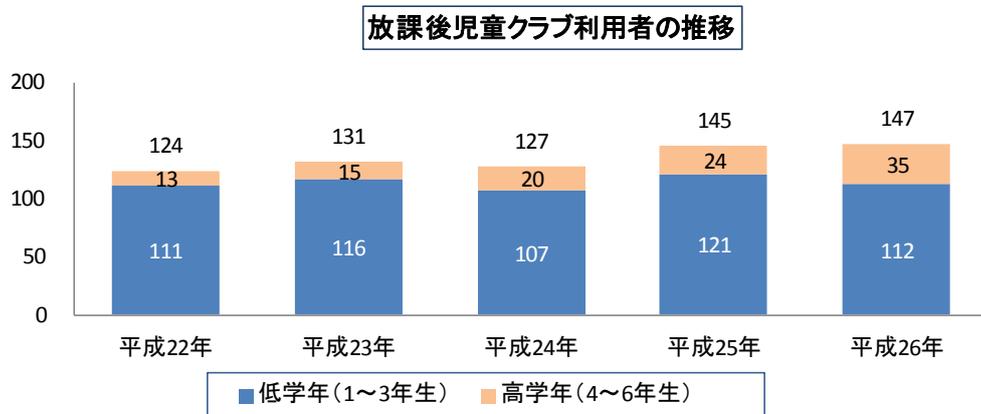


施設名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
築上町立椎田保育園	—	23	18	24	5
築上町立葛城保育園	—	6	3	7	4
築上町立築城保育所	—	24	35	24	41
福間保育園	5	15	—	17	10
山びこ保育園	51	40	71	70	70
八津田保育園	71	50	40	31	31
光耀保育園	—	—	17	2	7
第二青蓮保育園	8	15	18	21	15
第一青蓮保育園	15	37	37	35	36
東築城保育園	34	27	41	45	45
合 計	184	237	280	276	264

各年 5 月 1 日現在

(4) 放課後児童クラブ利用者の状況

放課後児童クラブ利用者数の合計は、平成 22 年の 124 人から、平成 26 年の 147 人と年度ごとの増減はあるものの増加しています。



低学年(1~3年生)

施設名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
おにっ子児童クラブ	51	54	42	48	41
チアフル児童クラブ	23	30	31	34	31
築城キッズ児童クラブ	37	32	34	39	40
合 計	111	116	107	121	112

各年 5 月 1 日現在

高学年(4~6年生)

施設名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
おにっ子児童クラブ	7	7	12	14	18
チアフル児童クラブ	2	3	5	8	9
築城キッズ児童クラブ	4	5	3	2	8
合 計	13	15	20	24	35

各年 5 月 1 日現在

3. 将来人口推計

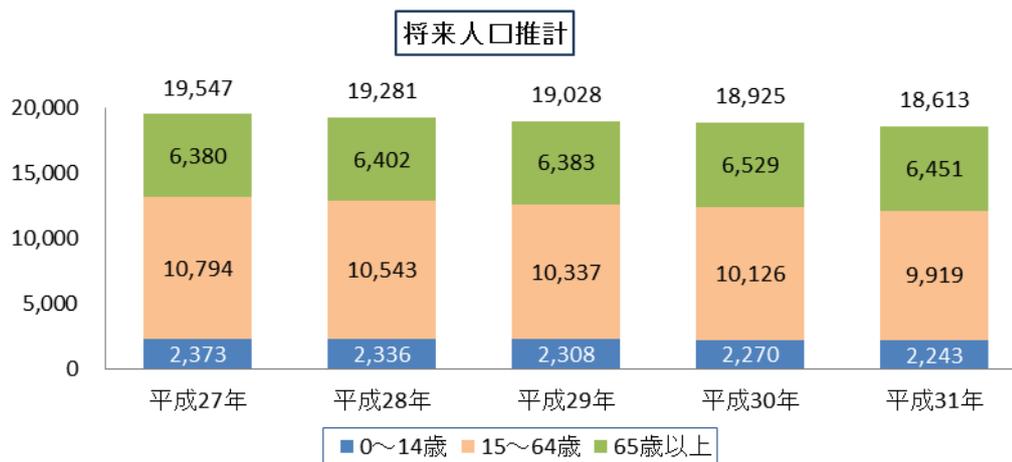
以下に、平成 27 年から平成 31 年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに、年々減少傾向にあり、計画最終年の平成 31 年には総人口が 18,613 人、年少人口が 2,243 人と見込まれています。

(単位：人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
年少人口(0～14 歳人口)	2,373	2,336	2,308	2,270	2,243
未就学児(0～5 歳)	916	887	879	846	816
小学生(6～11 歳)	965	980	947	964	941
中学生(12～14 歳)	492	469	482	460	486
生産年齢人口 (15～64 歳)	10,794	10,543	10,337	10,126	9,919
老年人口 (65 歳以上)	6,380	6,402	6,383	6,529	6,451
総人口	19,547	19,281	19,028	18,925	18,613

※コーホート法による推計



第3章

基本理念

第3章 基本理念

1. 基本理念

築上町では、未来を支えていく子どもの生命を護り、育てていくことが何よりも大切なことと考え、総合計画のタイトルを「築上町は子どもの生命を護ります」としています。

また、総合計画等の関連計画と整合性を図り策定した次世代育成支援行動計画では、地域全体で子育てを応援し、次代を担う子どもたちが安全に健やかにのびのびと育つまちづくりを目標に、愛情に満ちた子育てができる魅力あるまちづくりを目指し、次世代育成支援行動計画において、“次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つまち 築上町”を基本理念として決めました。

本計画においても、次世代育成支援行動計画において定めた基本理念を継承し、各種施策に取り組みます。

基本理念

**次代を担う子どもたちが
健やかに生まれ育つまち
築上町**

第4章

子ども・子育て支援サービス

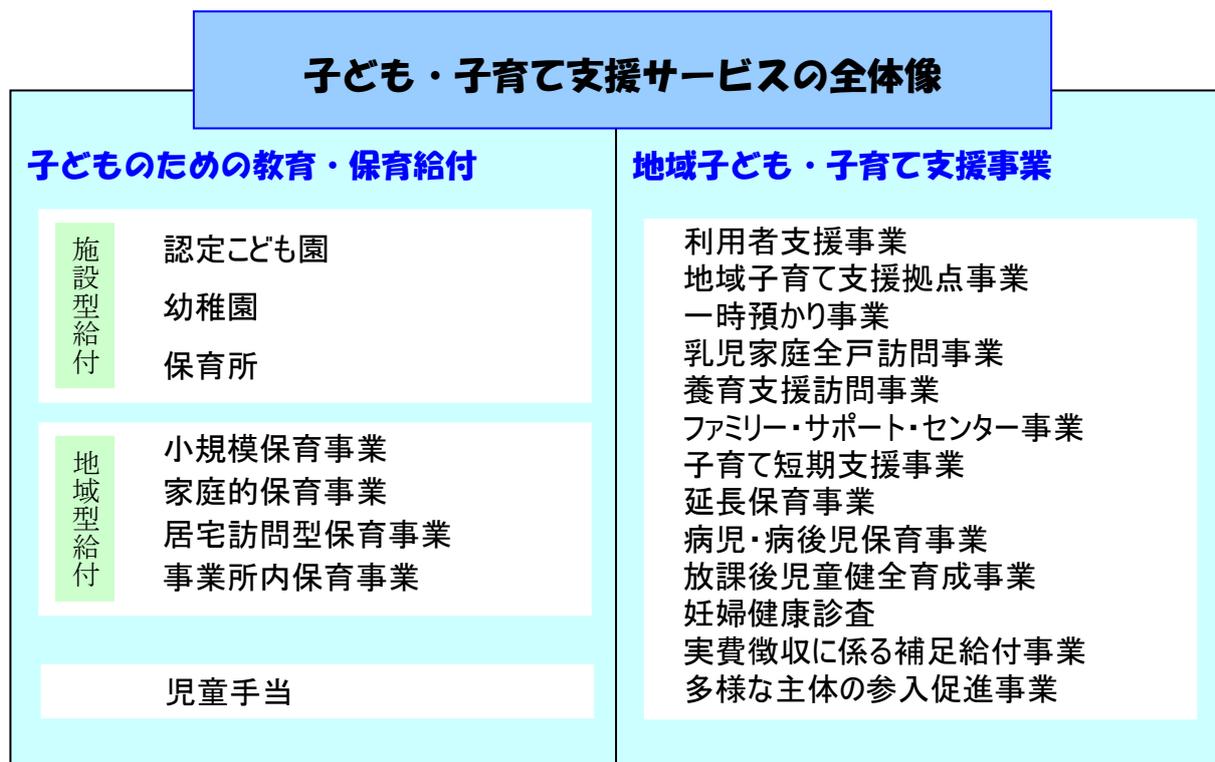
第4章 子ども・子育て支援サービス

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て新制度では、行政が保護者等に提供するサービスとして、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の二つに大別されます。

「子どものための教育・保育給付」は施設型給付費と地域型保育給付費が対象となっており、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村が独自に実施する各種事業が対象となっています。

これら二つの大きな違いとしては、「子どものための教育・保育給付」は、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行うのに対して、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行う点にあります。



2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

- ①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項

ポイント1 事業量の調整単位として適切か	ポイント2 事業の利用実態を反映しているか
<ul style="list-style-type: none">●児童数や面積の規模●区域ごとに事業量の見込みが可能か●区域ごとに確保策を打ち出せるか	<ul style="list-style-type: none">●保護者の移動状況を踏まえているか●区域内で事業のあっせんが可能か●現在の事業の考え方と合っているか

(3) 本町の教育・保育提供区域について

町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

(4) 提供区域設定の主な理由

- ①保育所については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する保育所が一致しない場合が予想されます。
- ②区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業所・行政すべてに負担が発生します。

3. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。

市町村は、保護者の申請を受け、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

認定区分	対象となる子ども
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定を除く）
2号認定 (3歳以上保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定 (3歳未満保育認定)	満3歳未満の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

認定区分による施設・事業の利用区分

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	▲	×
	保育所	▲	○	○
地域型	小規模保育	▲	▲	○
	家庭的保育	▲	▲	○
	居宅訪問型保育	▲	▲	○
	事業所内保育	▲	▲	○

○：利用可能、×：利用不可、▲：特例給付による利用

4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしています。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。

(1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

認可保育所・地域型保育施設は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設ですが築上町には該当の施設はありません。

【量の見込み】

(年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	572	554	552	532	513
2号認定	370	360	364	351	338
3号認定(0歳)	39	38	37	34	34
3号認定(1・2歳)	163	156	151	147	141
B. 確保提供数	695	695	695	695	695
2号認定	467	467	467	467	467
3号認定(0歳)	48	48	48	48	48
3号認定(1・2歳)	180	180	180	180	180
差異(B-A)	123	141	143	163	182

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数でニーズ量の確保が可能です。

(2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）

幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、3歳から入園でき年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設ですが築上町には該当の施設はありません。

【量の見込み】

(単位 人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	108	104	103	99	96
B. 確保提供数	100	100	100	100	100
差異(B-A)	△8	△4	△3	1	4

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、平成 27～29 年度までは、ニーズ量が確保提供数を若干上回っているものの、平成 30 年度以降はニーズ量が下回っています。

具体的な確保方策としては、当初一時的にニーズ量が確保提供数を若干上回るものの、その後ニーズ量が下回ることから、現行の体制で提供を行います。



5. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容

(1) 利用者支援事業（新規事業）

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【設置状況】

新規事業につき、特設窓口等の設置はありません。

【確保の方策】

本事業については、引き続き担当課の窓口による対応を行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業

築上町児童館と築城社会福祉センターの2箇所で、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、クッキングや読み聞かせ等の講座や子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【実施状況】 (月・延人数)

	平成 26 年度
利用人数	694
実施個所数	2

【量の見込み】 (月・延人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用人数	679	658	652	627	605
実施個所数	2	2	2	2	2

【確保の方策】

今後は少子高齢化により、利用者の減少が予想されますが、今後も2箇所での受入れを実施します。

(3) 一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

【実施状況】 (年・延人数)

	平成 26 年度
利用者数	10,000
実施個所(箇所)	1

【量の見込み】 (年・延人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	9,787	9,476	9,391	9,039	8,718
1号認定	875	847	839	808	779
2号認定	8,912	8,629	8,552	8,231	7,939
B. 確保提供数	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
実施個所数	1	1	1	1	1
差異(B-A)	213	524	609	961	1,182

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、計画期間内において、ニーズ量が確保提供数を下回っており、確保提供数での対応でニーズ量の確保が可能です。

②幼稚園における在園児以外を対象とした一時預かり（一時預かり事業）

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

【実施状況】 (年・延人数)

	平成 26 年度
利用者数	440
実施個所(箇所)	2

【量の見込み】 (年・延人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	431	417	413	398	384
確保方策					
B. 確保提供数	598	598	598	598	598
実施個所(箇所)	2	2	2	2	2
差異(B-A)	167	181	185	200	214

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、計画期間内において、ニーズ量が確保提供数を下回っており、確保提供数での対応でニーズ量の確保が可能です。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後6ヵ月までに乳児のいる全家庭を保健師が訪問し、妊産婦の健康状態、新生児の発育・疾病予防等について指導助言を実施します。

【実施状況】 (年・実人数)

	平成26年度
訪問人数	122

【量の見込み】 (年・実人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
訪問人数	137	132	129	121	119
事業実施予定	実施する	実施する	実施する	実施する	実施する

【確保の方策】

例年、ほぼ100%の達成率で実施しています。

今後は出生数の減少に伴い、訪問件数が減少していくことが予想されますが、これまでどおり乳児のいる全戸の訪問を継続して行っていく予定です。

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

【実施状況】 (年・実人数)

	平成26年度
訪問人数	5

【量の見込み】 (年・実人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
訪問人数	5	5	5	5	5
事業実施予定	実施する	実施する	実施する	実施する	実施する

【確保の方策】

支援が必要な妊婦や児童に対し、早期からのフォローが出来るよう、今後も継続して事業を実施していきます。

(6) ファミリー・サポート・センター事業

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【実施状況】

築上町では実施していません。

【確保の方策】

本事業は、築上町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【実施状況】

築上町では実施していません。

【確保の方策】

本事業は、ニーズ調査による利用の希望は若干あるものの築上町では実施していないことから、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。



(8) 延長保育事業

認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

【実施状況】 (年・実人数)

	平成 26 年度
利用者数	264
実施個所(箇所)	10

【量の見込み】 (年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	287	277	275	265	255
確保方策					
B. 利用可能数	287	277	275	265	255
実施個所(箇所)	10	10	10	10	10
差異(B-A)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと利用可能数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、ニーズ量が利用可能数と同等程度で推移していることから、利用可能数での対応が可能です。



(9) 病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

築上町では病児保育は実施しておらず、病後児保育を実施しています。

【実施状況】 (年・延人数)

病後児保育	平成 26 年度
利用者数	22
実施個所(箇所)	1

【量の見込み】 (年・延人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	160	155	153	148	142
確保方策					
B. 利用可能数	900	900	900	900	900
実施個所(箇所)	1	1	1	1	1
差異(B-A)	632	637	639	644	650

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、計画期間内において、ニーズ量が確保提供数を下回っており、確保提供数での対応が可能です。

※利用者実績と量の見込みの差異について

実績値は 20 人前後で推移しておりますが、ワークシート推計値は 1,598 人から徐々に減少していく結果となりました。実績値とワークシート推計値に大きな差異が発生した原因として、築上町では病児保育を行っておりませんが、利用希望には「病児保育」の利用希望が含まれていること等が原因の一つと考えられます。

また、アンケート結果では、父母が仕事を休んで子どもを看た場合でも、病児・病後児保育施設を利用したいと思わない割合が 48.8%あり、利用したい割合 47.3%を上回っています。実態としては、保護者が休んで子どもを看たり、祖父母等の親族に預けていることが予想されます。このことを踏まえ、ニーズ量の見込みは、現在の状況等を勘案してワークシート推計値の 1 割程度に設定しました。

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【実施状況】 (年・実人数)

	平成 26 年度
登録児童数	132
実施個所(箇所)	3

【量の見込み】 (年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	158	157	157	158	157
低学年(1～3年)	121	118	116	115	112
高学年(4～6年)	37	39	41	43	45
B. 確保提供数	158	157	157	158	157
差異(B-A)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと利用可能数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、ニーズ量が利用可能数と同等程度で推移していることから、利用可能数での対応が可能です。

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦及び胎児の健康管理の増進を図るため、妊婦に対し、14 回分の「妊婦健康診査補助券」を母子手帳交付時に配布し、妊婦健診の費用を助成しています。

【実施状況】 (年・実人数)

	平成 26 年度
健診受診回数	154

【量の見込み】 (年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
健診受診回数	160	160	158	158	156
事業実施予定	実施する	実施する	実施する	実施する	実施する

【確保の方策】

今後も継続して事業を実施していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【実施状況】

新規事業につき、築上町では実施していません。

【確保の方策】

国の動向に応じて、助成を検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規事業）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【実施状況】

新規事業につき、築上町では実施していません。

【確保の方策】

現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。

今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を検討することとします。

6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、子ども的人格を形成するうえで基礎となる重要なものです。

子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、教育・保育の一体的提供を推進します。

(1) 認定こども園の普及及び推進

子ども・子育て新制度では、認定こども園法が改正され、次のような認定こども園制度の改善が行われました。

○幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化を行い、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけします。

○既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に推進します。

○幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）となります。

○認定こども園の財政措置を「施設給付型」に一本化します。

築上町には、現在認定こども園はありませんが、今後認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進

保育所における教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行を行い、質の高い幼児教育と保育の一体的な提供を推進します。

(3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進

幼稚園・保育所及び小学校職員の共通理解を図り、幼稚園・保育所と小学校との連携を推進します。

7. 関連施策の展開

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行います。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携を行い、各種施策を実施します。

① 児童虐待防止対策の充実

- 関係機関との連携及び相談体制の強化に努めます。
- 発生予防、早期発見、早期対応ができる体制づくりに努めます。
- 社会的養護施策との連携を図ります。

② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、各種事業の利用に際して配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して都道府県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を4本柱として総合的な自立支援を推進します。

③ 障害児施策の充実等

- 障害児等特別な支援が必要な子どもの健全な育成に努めます。
- 障害のある子どもの可能性を最大限に伸ばすために必要な支援に努めます。
(自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等の発達障害を含む)

第5章

次世代育成支援行動計画

第5章 次世代育成支援行動計画

1. 評価の概要

(1) 評価の項目

○ 事業名

次世代育成支援行動計画に記載されている事業名

○ 担当課

各事業を実施する担当部署

○ 評価

各事業に対して計画期間内における評価を、次の5項目に分類し実施

評価	評価を行うための大まかなイメージ
A	当初のイメージ通りかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと100%以上
B	当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと80～100%未満
C	大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50～80%未満
D	一部推進は出来たが、未対応部分の方が多く、達成率に直すと20～50%未満
E	未対応または、ほぼ推進ができておらず、達成率に直すと20%未満

○ 計画における方向性

次世代育成支援行動計画に記載されている事業の目的や方向性

○ 具体的な実績と現状

各事業に対して、計画期間内に実施した具体的な実績及現状

○ 課題や今後の方向性等

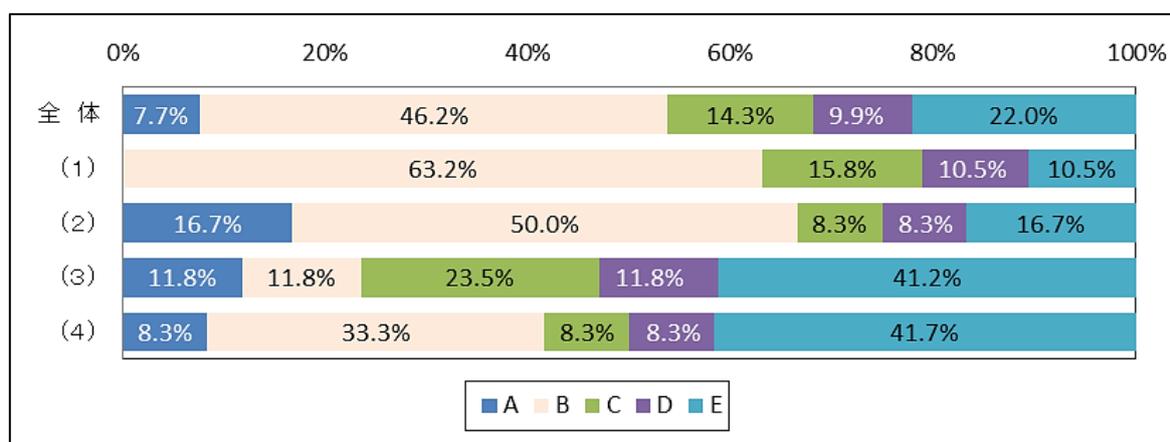
各事業に対して、計画期間内の具体的な実績や現状を踏まえた課題及び今後の方向性等

(2) 施策の達成状況

各施策における達成状況を見ると、全体では、「B 当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと80～100%未満」が46.2%と最も多く、次いで「E 未対応またはほぼ推進できておらず、達成率に直すと20%未満 0%未満」25.3%、「C 大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50～80%未満」15.4%の順となっています。

基本目標別の施策の達成状況では、「A 当初のイメージ通りかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと100%以上」が最も多い基本目標は「(2) 安心とゆとりをもって子育てを楽しめるまちづくり」で16.7%、最も少ないのは「(1) 子どもがのびやかでたくましく成長するまちづくり」0.0%となっています。

基本目標	A 100%以上	B 80～100%未満	C 60～80%未満	D 20～60%未満	E 20%未満
全体	7 7.7%	42 46.2%	13 14.3%	9 9.9%	20 22.0%
(1) 子どもがのびやかでたくましく成長するまちづくり	0 0.0%	24 63.2%	6 15.8%	4 10.5%	4 10.5%
(2) 安心とゆとりをもって子育てを楽しめるまちづくり	4 16.7%	12 50.0%	2 8.3%	2 8.3%	4 16.7%
(3) 地域全体で子育てを支えるまちづくり	2 11.8%	2 11.8%	4 23.5%	2 11.8%	7 41.2%
(4) 心身ともに健全な次代の親をはぐくむまちづくり	1 8.3%	4 33.3%	1 8.3%	1 8.3%	5 41.7%



※評価なし項目を除く

(3) 検証と課題について

上記のとおり、「地域全体で子育てを支えるまちづくり」「心身ともに健全な次代の親をはぐくむまちづくり」の分野でE評価が40%超となっております。この原因として、行政内部での各部局間の連携不足や、各施策の広報不足による住民との連携不足が考えられます。

本町では、自治会制度の中で地域との連携を行っているところではありますが、行政運営の住民参画までは行えておらず、自治会の方や地域ボランティア、子どもをもつ保護者等の自主的な活動に頼っているところも多くあります。

今後は、もっと広く情報を公開して住民参画を促しつつ、横断的な行政運営を行い、住民と協力して総合的な子育て支援を行っていくことが必要です。

2. 評価結果及び今後の取組み

(1) 子どもがのびやかでたくましく成長するまちづくり

①子どもの基本的な生活習慣を身に付けるために

事業名	1. 家庭の教育力向上に向けた相談・啓発及び学習機会の充実		
担当課	住民課健康増進係	評価	B
計画における方向性	子どもの基本的な生活習慣確立に向け、乳幼児健康診査時等を利用して、子どもの成長・発達、食事等に関する相談事業や各種健康教育等の充実により、家庭の教育力向上を図ります。		
具体的な実績と現状			
乳幼児健診、育児相談等、実施しています。			
課題や今後の方向性等			
引きつづき実施していきます。			

事業名	2. 成長発達と生活習慣の重要性についての学習機会の充実		
担当課	住民課健康増進係	評価	B
計画における方向性	乳幼児の生活リズムを左右する親自身が、生活習慣の乱れによって生じる生活習慣病について理解し、その予防方法について学べるよう、乳幼児健康診査等を利用した学習機会の充実を図ります。		
具体的な実績と現状			
上記の通り実施中です。健診未受診者については、次回健診日に再度誘い、対応しています。			
課題や今後の方向性等			
引き続き情報提供をしていきます。			

事業名	3. 食育の推進		
担当課	住民課健康増進係	評価	B
計画における方向性	自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送るための能力を養うため、食育推進計画の実施により、食習慣の形成時期からの食育を推進します。また、食物アレルギーの子どもが健康被害の心配なく、成長に見合った栄養量を摂取するとともに、楽しく食事できるように努めます。		
具体的な実績と現状			
築上町食育推進計画に沿って、食育を推進しています。食物アレルギーについては、乳児～3歳まで乳幼児健診でフォローしています。			
課題や今後の方向性等			
引き続き実施していきます。			

②子どもの病気や事故を予防し、心身の異常にきちんと対応するために

事業名	1. 幼児健康診査の充実		
担当課	住民課健康増進係	評価	B
計画における方向性	各種幼児健康診査の充実を図るとともに、未受診児の把握に努め、健康診査の結果、支援が必要な場合は適切な指導援助を行います。		
具体的な実績と現状			
1才6か月児健診、3才児健診を実施しています。未受診者には電話保育園確認・訪問を実施しています。健診にてフォローを要する場合は電話・訪問・保育園確認を行っています。フォロー者について、こあらサークル、親子相談を紹介し、専門職種へつなげています。			
課題や今後の方向性等			
未受診者を把握する時間が足りず、保育園確認が主となっています。5才児健診について要望（保育園及び保護者から）があがっているため、近隣の状況等把握に努め、検討を行います。			

事業名	2. 予防接種の推進		
担当課	住民課健康増進係	評価	B
計画における方向性	すべての子どもが正しい知識のもと計画的な予防接種によって疾病を免れるよう、「広報ちくじょう」や健康相談等により、予防接種の意義や重要性を十分PRし、その周知を図ります		
具体的な実績と現状			
上記の通り実施しています。また、子どもの健診時に随時接種状況を把握し、個別に指導を行っています。学童についても、随時学校を通じて周知し、修学前健診時にも全員に予防接種状況の確認、指導を行っています。			
課題や今後の方向性等			
今後も、予防接種の意義や重要性をPRし、周知を図っていきます。			

事業名	3. 歯の健康づくりの充実		
担当課	住民課健康増進係	評価	B
計画における方向性	各種歯科健康診査時における生活指導を通じ、歯みがきの励行や食生活等、日常の育児の中での歯の健康づくりを支援します。		
具体的な実績と現状			
幼児健診と同時に実施しており、歯科健診に加え、歯科衛生士によるブラッシング指導を行っています。			
課題や今後の方向性等			
引き続き実施してまいります。			

事業名	4. 乳幼児期の事故防止に関する啓発		
担当課	住民課健康増進係	評価	B
計画における方向性	たばこ喫煙についての知識の普及を行い、家族の禁煙と周囲の人への分煙等を働きかけるとともに、乳幼児健康診査等で事故防止に関する啓発を行います。		
具体的な実績と現状			
上記の通り実施しています。母子手帳交付時にも指導中です。(禁煙指導)			
課題や今後の方向性等			
引き続き情報提供していきます。			

事業名	5. 交通安全教育の充実		
担当課	総務課行政係、学校教育課	評価	D
計画における方向性	交通ルールを守り、よりよいマナーが実践できる子どもを育成するため、関係機関の協力を得ながら、交通安全教育の充実に努めます。		
具体的な実績と現状			
交通安全指導員が交通安全週間及び毎月1日、15日に交差点立番活動を行っています。 また、各小中学校、保育園等の交通安全学習は、各学校、園で取り組んでおります。			
課題や今後の方向性等			
築上町交通安全協議会（仮称）などの設立を検討しており、協議会の中で子どもの交通安全教育についても、協議を進めていきます。			

事業名	6. 防犯対策の推進		
担当課	総務課行政係、学校教育課	評価	D
計画における方向性	子どもをねらった犯罪を未然に防ぐため、通園・通学路や公園・広場等の地域環境の中で犯罪の発生しない環境整備を推進します。また、不審者に対する対応指導や地域における防犯意識の高揚に資するため啓発活動を推進します。		
具体的な実績と現状			
町内における不審者情報については防災無線、京築管内における不審者情報についてはHPを利用し、住民への情報提供を行っています。また、お散歩防犯パトロール隊員をボランティアで行ってもらっています。学校教育課では青パトで児童の下校時刻に町内を巡回しています。			
課題や今後の方向性等			
不審者情報が多発しているため、学校教育と連携し、啓発を行います。			

事業名	7. 疾病や障害の早期発見・早期治療・早期療育の推進		
担当課	住民課健康増進係	評価	B
計画における方向性	医療機関との連携を図り、先天性代謝異常検査、各種乳幼児健康診査、発達相談等により、疾病や障害の早期発見・早期治療・早期療育に努めます。		
具体的な実績と現状			
上記の通り実施中です。			
課題や今後の方向性等			
引き続き実施していきます。			

事業名	8. 多様化する発達障害に対応できる相談体制の整備		
担当課	住民課健康増進係	評価	C
計画における方向性	LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症など、多様化する発達障害に対応できる相談体制の整備を図ります。		
具体的な実績と現状			
現在福祉課主管にて、言語聴覚士、作業療法士による発達相談（こあらサークル）、H26から住民課主管にて臨床心理士による発達相談（親子相談）実施中です。			
課題や今後の方向性等			
平成27年度より専門職種との連携の確保のため、こあらサークルを保健師のいる住民課主管にするか検討中です。			

事業名	9. 小児救急医療体制の充実		
担当課	住民課健康増進係	評価	B
計画における方向性	医師会等の協力により、いつでも小児科専門医の診察が受けられるよう、休日、夜間救急医療体制の充実を図ります。		
具体的な実績と現状			
中津市民病院広域医療圏対策協議会に築上町も参加し、中津市民病院建替にあわせて小児救急センターを設置、平成22年4月から試行、平成24年10月1日より本格実施を行っています。			
課題や今後の方向性等			
中津市民病院小児救急センターに豊前築上医師会の小児科3医療機関のうち2医療機関が医師を派遣しており、小児救急センターの今後さらなる体制強化に期待するところが大きくなっています。			

事業名	10. 応急処置法の指導・啓発		
担当課	—	評価	E
計画における方向性	町民が正しい応急処置法を身に付けられるよう、消防署員による出前講座を実施するなど、応急処置法の指導・啓発に努めます。		
具体的な実績と現状			
現在のところ、実施していません。			
課題や今後の方向性等			
要望があれば、実施を検討していきます。			

事業名	11. 「どろんこ遊び」等を通じた抵抗力向上への取組の推進		
担当課		評価	E
計画における方向性	どろんこ遊びなどの体験を通じて、子どもに雑菌に対する抵抗力をつけさせることで、健康の基礎を作る取組を推進します。		
具体的な実績と現状			
現在のところ、実施していません。			
課題や今後の方向性等			
実施場所の確保等の課題があり、実施できておりません。どろんこ遊びに限らず、子どもの健康の基礎を作る取り組みを検討していきます。			

③子どもが学校で楽しく学ぶために

事業名	1. 教育内容の充実		
担当課	学校教育課	評価	B
計画における方向性	児童の学力の実態を把握し、その結果を学習指導の工夫・改善に生かしたり、教員の専門性を生かし一人ひとりの児童生徒に応じたきめ細かな指導を行ったりすることにより、児童生徒の確かな学力の向上を図ります。		
具体的な実績と現状			
CRTの調査結果をもとに課題を明確にしています。 ふくおか学力アップ推進事業に係る学力向上推進強化市町村の指定を受けています。			
課題や今後の方向性等			
平成26年度より三年間、ふくおか学力アップ推進事業に係る学力向上推進強化市町村の指定を受けています。			

事業名	2. 社会体験的な学習機会の拡充		
担当課	学校教育課	評価	B
計画における方向性	国際理解、情報、環境、福祉・健康等の今日的課題について、体験的な学習機会を拡充するなど、総合的な学習の時間の充実により、「生きる力」の育成を図ります。		
具体的な実績と現状			
福祉施設との交流、米作り・野菜作り、職場体験学習を実施しています。			
課題や今後の方向性等			
継続して実施していきます。			

事業名	3. 学校図書館の充実と活用の促進		
担当課	学校教育課	評価	B
計画における方向性	学校では、読み聞かせや本の紹介などにより、児童生徒の興味・関心を喚起し、読書習慣の形成を目指すとともに、学校図書館等の積極的な活用を促し、読書活動の質・量の充実を図ります。また、ゆとりのある快適な読書スペースの確保など学校図書館等の環境整備とともに、各学級における読書環境の整備に努めます。		
具体的な実績と現状			
築上町で図書司書を1名雇用しています。読書ボランティアを活用し、読み聞かせを行っています。			
課題や今後の方向性等			
町雇用図書司書を増やしていきます。			

事業名	4. 児童会や生徒会活動等の充実		
担当課	学校教育課	評価	B
計画における方向性	児童生徒が相互に協力し、よりよい学校生活を築く自主的・実践的な態度を育成するため、全小・中学校において児童会・生徒会や各種委員会活動に適切な時間数を充て、児童会・生徒会活動等の充実を図ります。		
具体的な実績と現状			
児童会活動年間計画、生徒会活動年間指導計画を作成し、実施しています。			
課題や今後の方向性等			
継続して実施していきます。			

④子どもたちが様々な活動や体験をするために

事業名	1. 子どもの遊び場、親子による交流・自然体験ができる場の提供		
担当課	福祉課子育て支援係	評価	B
計画における方向性	公園や芝生広場など、子どもの遊び場の整備を図るとともに、幼稚園、保育所、児童館等における各種行事などを通じ、親子による交流・自然体験の場を提供し、親子の相互理解やふれあいを促進します。		
具体的な実績と現状			
子どもが安全に使用できるよう、児童遊園の点検を毎年行っています。また、各施設において、農業体験や親子クッキング等の行事を行い、親子のふれあいを図っています。			
課題や今後の方向性等			
継続して実施していきます。			

事業名	2. 子ども会活動の支援		
担当課	生涯学習課	評価	B
計画における方向性	子ども会の活性化を図るため、従来の保護者の役割を地域の高齢者等へ委ねることや、幅広い体験活動への取組など、組織力向上に向けた提案を行い、その側面支援に努めます。		
具体的な実績と現状			
活性化を図るため、4月に上期大会説明会、10月は下期大会説明会を実施し、年度内の大会説明を行っています。また、各地区で次年度の子ども会新役員の方々に子ども会の活動を再確認していただくため、3月に子ども会新役員研修会を行っています。			
課題や今後の方向性等			
継続して実施していきます。			

事業名	3. 地域文化の伝承		
担当課	生涯学習課	評価	C
計画における方向性	地域に昔から伝わる遊びや行事、伝統芸能・技術などを子どもたちに継承し、郷土愛を育むため、地域の人材、子ども会、自治会等と連携して、子どもたちが体験できる機会の充実を図ります。		
具体的な実績と現状			
高塚楽や小原神楽（いずれも町指定無形民俗文化財）では後継者を育成する観点から積極的に小学生への指導を実践しています。伝法寺地区では文化庁の補助事業「伝統文化子ども教室事業」で継承活動に積極的に取り組んでおり、その他の無形民俗文化財保持団体においても若年層への文化継承活動を積極的に実践しています。先述の文化継承活動は子ども達の郷土愛醸成促進に大きく貢献しています。			
課題や今後の方向性等			
ただし近年の少子高齢化がこの無形民俗文化財継承活動へも大きな影を落としており、今後は学校教育とも連携しながら郷土文化の保持・育成により積極的に務める必要があります。			

事業名	4. 子どもの職業体験機会の充実		
担当課	学校教育課	評価	B
計画における方向性	子どもたちの就労観を高め、技能の大切さを体感できるよう、地域の理解を求めながらさまざまな職業体験の機会の確保に努めます。		
具体的な実績と現状			
職場体験学習を実施しています。			
課題や今後の方向性等			
キャリア教育推進計画を作成し、実施していきます。			

事業名	5. 子ども自身によるボランティア活動の普及・促進		
担当課	福祉課社会福祉係	評価	—
計画における方向性	子どもたちの社会性や協調性、主体性を高めるため、子ども自らが企画し実践する多様なボランティア活動を促進します。		
具体的な実績と現状			
現在のところ、実施していません。			
課題や今後の方向性等			
必要に応じて、検討していきます。			

⑤子どもの人権を守るために

事業名	1. 「児童の権利に関する条約」の普及促進		
担当課	人権課	評価	E
計画における方向性	子どもの健全な成長を保障するためには、子どもを権利の主体者としてとらえることが重要であり、「児童の権利に関する条約」の理念・内容の普及に努め、町民意識の高揚を図ります。		
具体的な実績と現状			
現在のところ、実施できておりません。			
課題や今後の方向性等			
子どもの権利の普及に努めていきます。			

事業名	2. いじめの解消		
担当課	学校教育課	評価	B
計画における方向性	児童生徒一人ひとりを大切にする心の教育を実践するとともに、いじめは絶対許さない、いじめのサインを見逃さない、日頃から望ましい人間関係をつくっておく等の共通理解を教職員全員がもち、保護者や関係機関と密に連携し、いじめの解消を図ります。		
具体的な実績と現状			
いじめ問題対応年間指導計画を作成し実施しています。			
課題や今後の方向性等			
継続して実施していきます。			

事業名	3. 子どもの相談に対するカウンセリング機能の充実		
担当課	学校教育課	評価	B
計画における方向性	いじめ・不登校に積極的に関わる生徒指導相談員やスクールカウンセラーの配置を進め、カウンセリング機能のさらなる充実により、生徒の心の安定を図り、問題行動の未然防止と解決を目指します。		
具体的な実績と現状			
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを町内で1名雇用しています。また、心のレスキュー隊1名を椎田小学校に配置しています。			
課題や今後の方向性等			
継続して実施していきます。			

事業名	4. 教育相談・就学指導体制の充実		
担当課	住民課健康増進係・学校教育課	評価	B
計画における方向性	多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障害児個々の実態に即した就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導に努めます。		
具体的な実績と現状			
町発達相談こあらサークルの専門職種と連携をとりながら実施しています。			
課題や今後の方向性等			
各関係機関との連携に課題があります。連携がスムーズに行えるよう体制づくりに努めながら、継続して実施していきます。			

事業名	5. 児童虐待防止等に向けた体制の充実		
担当課	福祉課子育て支援係	評価	B
計画における方向性	児童虐待に対して、医療・保健・福祉・教育・警察・民間団体等、関係機関と連携し、児童虐待防止に係る連絡会や事例検討会を開催するなど、組織的かつ専門的対応の徹底を図ります。さらに、育児相談体制の充実や子育てサークル活動の支援等により、育児不安の軽減を図るとともに、幼児健康診査時等には親子間の様子にも注意を払いながら、児童虐待等の予防及び早期発見に努めます。		
具体的な実績と現状			
要保護地域対策協議会を年に1回、担当者会議を3ヶ月に1回開催し、関係機関と支援が必要な家庭等についての情報共有を行い、児童虐待等の予防・早期発見に努めています。			
課題や今後の方向性等			
継続して実施していきます。			

事業名	6. 不登校児童生徒への対応の充実		
担当課	学校教育課	評価	C
計画における方向性	適応指導教室における継続的な適応指導や、様々な体験活動を通じた指導等により、不登校児童の学校復帰のための支援や教育相談の充実を図ります。また、家庭に引きこもっている不登校生徒に対しては、教育相談や生活指導、学習指導の充実を図り、適応指導教室への通室や学校復帰を支援します。		
具体的な実績と現状			
築上町適応指導教室「あおぞら教室」設置しています。また、マンツーマン対応を実施しています。			
課題や今後の方向性等			
継続して実施していきます。			

⑥障害児への支援充実のために

事業名	1. 障害児理解のための啓発		
担当課	福祉課社会福祉係	評価	C
計画における方向性	障害児や障害児のいる家庭を温かく見守り、支援するための地域づくりを実現するため、多様化する障害と障害児に対する理解を深めるための啓発を行います。		
具体的な実績と現状			
障害者・障害児との交流を図るイベントに参加・協力しています。			
課題や今後の方向性等			
障害をもっていない人の参加促進が課題です。今後も継続して、イベント等の啓発活動を行っていきます。			

事業名	2. 療育体制の整備・充実		
担当課	住民課健康増進係	評価	B
計画における方向性	障害の早期発見から早期療育への迅速な対応を図り、障害児ができるだけ早い段階で適切な支援を受けられるよう、医療、教育、行政等の障害児に関わる各機関との情報の共有化や連携を図りながら療育体制を整備します。		
具体的な実績と現状			
乳幼児健診時フォローとなった児に対し、療育について情報提供を行っています。町療育相談こあらサークルを紹介し、専門職種と連携をとりながら実施しています。			
課題や今後の方向性等			
引きつづき実施していきます。			

事業名	3. 障害児保育等の充実		
担当課	福祉課子育て支援係	評価	D
計画における方向性	障害のある子どもが生まれ育った地域の保育所、幼稚園で保育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育所、幼稚園での受け入れを行うよう努めるとともに、子どもの心身の状況の正確な把握に努め、子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。		
具体的な実績と現状			
各施設において、保育士の加配を行い、障害児を受け入れるための体制づくりに努め、受け入れを行っています。また、子どもの発達が促進されるよう保健師と連携し、支援を行っています。			
課題や今後の方向性等			
保育士の確保が困難で、保育士の加配が厳しい状況です。関係機関と連携しながら、子どもの発達が促進されるよう障害児保育の充実に努めていきます。			

事業名	4. 教育相談・就学指導体制の充実		
担当課	住民課健康増進係	評価	D
計画における方向性	多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障害児個々の実態に即した就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導に努めます。		
具体的な実績と現状			
町療育相談こあらサークルの専門職種と連携をとりながら実施しています。			
課題や今後の方向性等			
各関係機関との連携に課題があります。連携がスムーズに行えるよう体制づくりに努めながら、継続して実施していきます。			

事業名	5. 療育・教育相談・就学指導に関する広報の充実		
担当課	住民課健康増進係・学校教育課	評価	C
計画における方向性	障害児を抱える保護者の精神的な不安を緩和し、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、障害児に関わる療育・教育相談や就学指導等について分かりやすく説明したパンフレット等を作成、配布し周知に努めます。		
具体的な実績と現状			
町発達相談こあらサークルの専門職種と連携しながら実施しています。対象者には随時、健診後のフォローとして必要な療育指導、相談につなげるよう努めています。リーフレットの配布（生きる力をはぐくむために ～一人一人のニーズに対応した教育～）			
課題や今後の方向性等			
継続して実施していきます。			

事業名	6. 障害児教育の充実		
担当課	学校教育課	評価	E
計画における方向性	障害児一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、適切な教育的支援を行います。また、特別支援学級担当者の研修等を一層充実させ、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症など、障害種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制を充実させるとともに、全教職員に対して障害児教育に関する学習会・研修会等への参加を促します。		
具体的な実績と現状			
関係機関が行う研修等に参加しています。			
課題や今後の方向性等			
関係機関との連携に努め、研修会等への参加を促進していきます。			

事業名	7. 交流学習等の推進		
担当課	学校教育課	評価	C
計画における方向性	障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流学習や共同学習を積極的に推進し、その相互理解を促進します。		
具体的な実績と現状			
築城特別支援学校との交流を行っています。			
課題や今後の方向性等			
継続して実施していきます。			

事業名	8. 在宅心身障害児に対する支援の充実		
担当課	福祉課社会福祉係	評価	B
計画における方向性	心身障害児に対するホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等、在宅福祉サービスの充実を図ります。		
具体的な実績と現状			
放課後等デイサービス・ショートステイ・児童発達支援等の事業を実施します。			
課題や今後の方向性等			
継続して実施していきます。			

事業名	9. 障害児とその家族に対する生活支援		
担当課	福祉課社会福祉係	評価	B
計画における方向性	心身障害児やその監護者、養育者に対し、各種手当の支給、医療費の助成を行うとともに、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付を通じて生活支援を行います。		
具体的な実績と現状			
補装具購入・修理、日常生活用具購入の助成、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）の助成、特別障害者手当、障害児福祉手当、じん臓疾患患者福祉給付金等手当の支給を実施しています。			
課題や今後の方向性等			
継続して実施していきます。			

事業名	10. 学童保育所における障害児の受入検討		
担当課	福祉課社会福祉係	評価	B
計画における方向性	地域の学童保育所においても障害児の受け入れができるようにするための体制整備を検討していきます。		
具体的な実績と現状			
現在、指導員を加配し、障害児の受け入れを行っています。			
課題や今後の方向性等			
指導員の確保が課題です。また、専門的な知識を持った職員の配置が必要です。今後も障害児の受け入れができる体制づくりに努めていきます。			

(2) 安心とゆとりをもって子育てを楽しめるまちづくり

①健康で安全な妊娠と出産のために

事業名	1. 妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発		
担当課	住民課健康増進係	評価	B
計画における方向性	妊娠期から夫婦でともに協力しあいながら妊娠中を順調に過ごし、安心して出産に臨めるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発を行います。		
具体的な実績と現状			
上記の通り実施中です。			
課題や今後の方向性等			
引きつづき実施していきます。			

事業名	2. 母子健康手帳の早期交付		
担当課	住民課健康増進係	評価	B
計画における方向性	妊娠満 11 週までに母子健康手帳の交付と面接指導を行えるよう、早期の妊娠届提出を呼びかけます。		
具体的な実績と現状			
妊娠 1 1 週以内に 7 割の妊婦が妊娠届を提出しています。早期受診したとしても、妊娠確定に時間がかかり（9～10 週頃）、妊娠初期は、4 週間に 1 回の妊婦健診の頻度であるため、妊婦健診に行く前までに母子手帳をもらえば良いため 2 割の妊婦は 1 2～1 9 週にとりに来ています。			
課題や今後の方向性等			
母が妊娠に気づかず、病院受診が遅れたり、妊娠に気づいても遅れて母子手帳を取りに来る方がいるため、引き続き広く周知していきます。			

事業名	3. 妊産婦訪問指導の充実		
担当課	住民課健康増進係	評価	B
計画における方向性	既往妊娠時に異常のあった妊産婦等、個別の支援を要するハイリスク妊産婦や出産に不安を抱いている妊婦に対する訪問指導を充実し、安全・安心な妊娠・出産の確保を図ります。		
具体的な実績と現状			
全戸母子訪問と同時に実施しています。			
課題や今後の方向性等			
引きつづき実施していきます。			

事業名	4. 喫煙についての知識の普及と禁煙・分煙の推進		
担当課	住民課健康増進係	評価	B
計画における方向性	妊産婦相談等で喫煙についての知識の普及を図るとともに、妊娠・授乳期にかけての家族の禁煙と周囲の人への分煙等を啓発、推進します。		
具体的な実績と現状			
母子手帳交付時に情報提供を行っています。			
課題や今後の方向性等			
引きつづき実施していきます。			

事業名	5. 特定不妊治療に対する助成制度の広報		
担当課	住民課健康増進係	評価	B
計画における方向性	体外受精及び顕微授精の特定不妊治療にかかる県の費用助成制度の広報に努めます。		
具体的な実績と現状			
保健所より対象者に口頭にて知らせてもらっています。H25. 5月広報誌、ホームページにて掲載しています。			
課題や今後の方向性等			
引きつづき実施していきます。			

事業名	6. マタニティマークの広報・普及		
担当課	住民課健康増進係	評価	B
計画における方向性	妊娠初期には外見からは妊娠していることが分かりづらいことから、マタニティマークを普及させるとともに、広く町民にマタニティマークについて広報することで、妊娠・出産に際しての安全性と快適さの確保を図ります。		
具体的な実績と現状			
マタニティマークについてのポスター掲示、母子手帳交付時に広報、マタニティマークグッズ配布を実施しています。			
課題や今後の方向性等			
引きつづき実施していきます。			

②育児について気軽に相談し、広く情報を取得するために

事業名	1. 子育てに関する相談や学習の場の充実		
担当課	住民課健康増進係	評価	B
計画における方向性	母子保健事業としての各種相談・学習事業や、子育て学習センターにおける子育ての相談・指導や子育て情報提供の充実に努めます。		
具体的な実績と現状			
月1回育児相談・乳幼児健診等において、実施しています。			
課題や今後の方向性等			
引きつづき実施していきます。			

事業名	2. ホームページやガイドブック等の充実		
担当課	住民課健康増進係	評価	B
計画における方向性	子育てに関する地域の情報を広くタイムリーに提供するため、町の公式ホームページ上の子育て情報の充実を図るとともに、各種子育て支援サービスを利用するための子育てガイドブックなど、各種情報誌の充実を図ります。		
具体的な実績と現状			
町ホームページだけでなく、広報誌に子育て情報を掲載している。また、情報コーナーに子育て支援情報のチラシ等を置いています。			
課題や今後の方向性等			
引きつづき実施していきます。			

事業名	3. 民生・児童委員、主任児童委員の活動に関する情報の普及		
担当課	福祉課社会福祉係	評価	C
計画における方向性	町や子育て支援サービスの情報提供や相談を身近な地域で受けることができるよう、地域の窓口となる民生・児童委員、主任児童委員の活動に関する情報の普及に努めます。		
具体的な実績と現状			
広報での活動紹介等を実施しています。			
課題や今後の方向性等			
情報提供の方法を広げていきます。			

事業名	4. 子育て中の親子に対する公共施設等の開放促進		
担当課	—	評価	C
計画における方向性	児童館の開放をはじめ、幼稚園、学校等の公共施設をできるだけ子育て中の親子に開放するよう努めるとともに、地域の集会所等についても、自治会等への理解を求めながら、子どもと親の利用を促進します。		
具体的な実績と現状			
児童館を随時開放しています。			
課題や今後の方向性等			
学校、公民館等の開放については、ニーズに応じて検討していきます。			

事業名	5. 子育ての仲間づくりの促進		
担当課	住民課健康増進係	評価	B
計画における方向性	乳幼児健康診査などの機会を利用して、育児グループのPRをおこない、魅力あるグループ・サークルづくりを支援することによって、子育ての仲間づくりを促進します。また、町の各種相談事業等が、子育ての仲間づくりにつながるよう、その実施方法の改善を図ります。		
具体的な実績と現状			
上記のとおり実施しています。妊婦調理交流会でも仲間づくりの一環を担っていると考えます。			
課題や今後の方向性等			
引きつづき実施していきます。			

事業名	6. 子育てボランティアの養成支援		
担当課	福祉課	評価	D
計画における方向性	地域で子育て家庭を支援する子育てボランティアの養成を支援します。		
具体的な実績と現状			
子育てに意欲のある60歳以上の高齢者に子育て支援者として必要な知識を習得してもらう「子育てマイスター制度」の周知を行っています。			
課題や今後の方向性等			
継続して広報誌やHP等で情報提供を行っています。			

事業名	7. 家庭と地域の教育力向上のための学習活動推進		
担当課	—	評価	E
計画における方向性	子どもをもつ保護者をはじめ、地域の人たちを対象に、家庭教育学級など、家庭と地域の教育力向上のための学習活動を推進します。		
具体的な実績と現状			
現在のところ、実施していません。			
課題や今後の方向性等			
必要に応じて、実施を検討していきます。			

③安心して子どもを預けられる場所を確保するために

事業名	1. 一時預かり事業等の充実		
担当課	福祉課子育て支援係	評価	B
計画における方向性	子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、関係機関とも連携しながら、一時預かり事業の充実を図ります。		
具体的な実績と現状			
町内2園で実施しています。			
課題や今後の方向性等			
保育所の行事・定員等の理由により、利用できないこともあるため、広く利用できるよう、ニーズに応じて増設を検討していきます。			

事業名	2. 子育て家庭ショートステイの実施		
担当課	福祉課子育て支援係	評価	E
計画における方向性	保護者が病気や事故等で一時的に児童の養育ができなくなった場合に備え、ショートステイの受け入れを行います。		
具体的な実績と現状			
ニーズがないため、実施しておりません。			
課題や今後の方向性等			
ニーズに応じて、事業の実施を検討します。			

事業名	3. ファミリーサポート事業の充実		
担当課	福祉課子育て支援係	評価	E
計画における方向性	ファミリーサポート事業のPRを強化し、会員の増員を図ります。		
具体的な実績と現状			
ニーズがないため、実施しておりません。			
課題や今後の方向性等			
ニーズに応じて、事業の実施を検討します。			

事業名	4. 病児・病後児保育事業の実施		
担当課	福祉課子育て支援係	評価	B
計画における方向性	子育て家庭において急病や病気回復期の児童の保育ニーズに対応するため、病児・病後児保育事業を実施します。		
具体的な実績と現状			
町内の私立保育園1園で病後児保育を実施中です。			
課題や今後の方向性等			
ニーズに応じて、増設を検討します。			

④家族で協力して子育てをするために

事業名	1. 男性の育児への積極的参加の促進		
担当課	福祉課子育て支援係	評価	D
計画における方向性	妊娠期からの父親の育児参加のための啓発資料を配布するとともに、男性を含めた育児セミナーなどにより、男性の育児への積極的参加を促進します。		
具体的な実績と現状			
啓発資料を随時、情報コーナー等に設置しています。			
課題や今後の方向性等			
育児セミナー等の情報を情報コーナーだけでなく、広報、ホームページなどでも情報提供していきます。			

事業名	2. 男女共同参画意識の啓発		
担当課	人権課	評価	B
計画における方向性	家庭、地域、職場での男女の固定的な役割分担意識の是正のための啓発、広報活動を推進するとともに、学校や生涯学習の場で男女共同参画に関する教育を推進します。		
具体的な実績と現状			
毎年、男女共同参画等をテーマにして人権講演会を行っています。			
課題や今後の方向性等			
継続して実施していきます。			

⑤子育てに伴う経済的負担の軽減のために

事業名	1. 児童手当等の支給		
担当課	福祉課子育て支援係	評価	A
計画における方向性	児童手当をはじめとする各種手当の支給により、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。		
具体的な実績と現状			
上記のとおり実施中です。			
課題や今後の方向性等			
継続して実施していきます。			

事業名	2. 乳幼児医療費の助成		
担当課	住民課保険係	評価	A
計画における方向性	乳幼児医療費については、中学3年生までの助成の引き上げを検討します。		
具体的な実績と現状			
H22. 7月より子ども医療費制度創設し、中学3年生まで乳幼児医療制度と同様の給付を実施します。			
課題や今後の方向性等			
継続して実施していきます。			

事業名	3. 保育所保育料・幼稚園保育料の補助		
担当課	福祉課子育て支援係	評価	A
計画における方向性	同一世帯から2人以上の子どもが入所した場合、保育料の減免を行っていますが、今後も引き続き保護者の経済的負担の軽減を図ります。また、幼稚園保育料についても、所得に応じて保育料の減免が受けられる補助を引き続き実施します。		
具体的な実績と現状			
上記のとおり実施中です。			
課題や今後の方向性等			
継続して実施します。			

事業名	4. ひとり親家庭等に対する援助継続		
担当課	住民課保険係	評価	A
計画における方向性	ひとり親家庭等医療費支給制度（福岡県）の継続実施を図ります。		
具体的な実績と現状			
継続して実施します。			

事業名	5. 子育て用品のリサイクル情報の提供		
担当課	—	評価	E
計画における方向性	地域におけるフリーマーケット開催など、子育て用品のリサイクル情報の提供に努めます。		
具体的な実績と現状			
実施しておりません。			
課題や今後の方向性等			
現在のところ、実施予定はありません。			

(3) 地域全体で子育てを支えるまちづくり

①地域の子育てネットワークを構築するために

事業名	1. 地域情報提供体制の整備・充実		
担当課	福祉課子育て支援係	評価	C
計画における方向性	子育て学習センターを子育てに係る情報提供の拠点とし、各保育所をはじめ各幼稚園、児童館などと連携を取りながら、子育てに係る情報提供の体制整備・充実を図ります。		
具体的な実績と現状			
毎月「のびのびメール」を発行し、情報提供を行っています。			
課題や今後の方向性等			
関係施設と連携をとりながら、実施していきます。			

事業名	2. 子育てボランティアの育成・組織づくりと活動の推進		
担当課	福祉課子育て支援係	評価	E
計画における方向性	地域で子育てを支える担い手となる子育てボランティアを育成するとともに、その組織づくりと活動を推進します。		
具体的な実績と現状			
子育てマイスター等の情報提供を行っています。			
課題や今後の方向性等			
子育てマイスターを活用していきます。			

事業名	3. 民生・児童委員、主任児童委員による相談・支援の充実		
担当課	福祉課社会福祉係	評価	C
計画における方向性	各地域に根ざした身近な相談窓口として、民生・児童委員、主任児童委員による子育て家庭に対する相談・支援の充実を図ります。		
具体的な実績と現状			
平成26年5月15日現在、民生・児童委員55人（うち主任児童委員4人）で活動しており、各担当地区の人を中心に相談・支援を行っています。平成25年度の相談・支援件数1,923件のうち子どもに関するものは427件（約22%）であり、平成24年度（全1893件うち317件、約17%）に比べると、件数、割合ともに増加しています。			
課題や今後の方向性等			
相談役である民生・児童委員、主任児童委員の存在の周知に務め、より相談しやすい関係づくりを行っていく必要があります。			

②地域のいろいろな人との交流を促進するために

事業名	1. 地域の交流ができる場所の拡充		
担当課	—	評価	E
計画における方向性	幼稚園、学校をはじめとする公共施設をできるだけ子育て中の親子に開放するよう努めるとともに、地域の集会所等についても、自治会等への理解を求めながら、子どもと親の利用を促進します。		
具体的な実績と現状			
現在のところ、公共施設、公民館等の開放は行っておりません。			
課題や今後の方向性等			
ニーズに応じて、検討していきます。			

事業名	2. 民生・児童委員、主任児童委員との交流支援		
担当課	福祉課社会福祉係	評価	C
計画における方向性	地域で子育て支援を行っている民生・児童委員、主任児童委員と日頃から交流が図れるよう支援します。		
具体的な実績と現状			
平成 25 年度、委員の行事・事業等への参加は 1,186 件（1 人平均 21 件）で、積極的に地域と交流してもらうよう、各種行事等への参加依頼を行っている。			
課題や今後の方向性等			
地域によって交流頻度にばらつきがあるため、委員の存在をより周知し、顔を合わせる機会を増やせるよう支援していきます。			

事業名	3. 子ども会の活動支援		
担当課	生涯学習課	評価	B
計画における方向性	地域の人々との交流にもつなげる、子ども会の活動を支援します。		
具体的な実績と現状			
各子ども会に、自治会への活動を積極的に取組むように、新役員研修会開催時に声かけをしています。神幸祭、環境美化運動、どんど焼き等で、地域の人々との交流実績が活動報告に上がっています。			
課題や今後の方向性等			
継続して実施していきます。			

③子育てと仕事の両立ができる社会環境を整備するために

事業名	1. 保育ニーズに応じた保育サービスの充実		
担当課	福祉課子育て支援係	評価	A
計画における方向性	地域の保育ニーズを毎年度把握し、保育サービスの充実と柔軟な対応を図り、認可保育所全園での延長保育実施を目指します。		
具体的な実績と現状			
築上町内すべての保育所で延長保育を実施しています。			
課題や今後の方向性等			
継続して実施していきます。			

事業名	2. 学童保育所の設置拡充		
担当課	福祉課子育て支援係	評価	A
計画における方向性	地域における学童保育所設置の要望を考慮し、増設を図ります。		
具体的な実績と現状			
H24年度に築城支所敷地内に「築城キッズ児童クラブ」を開設し、H27年度に下城井小学校敷地内と、八津田小学校敷地内に各1施設ずつ建設予定です。			
課題や今後の方向性等			
必要に応じて、検討していきます。			

事業名	3. 育児休業制度活用促進の啓発		
担当課	福祉課子育て支援係	評価	E
計画における方向性	育児休業の取得率を高めるため、企業への育児・介護雇用安定助成金等のPRによって、育児休業制度及び休業中の手当での支給などの促進を図ります。また、母親のみならず父親に対しても育児休業給付等、育児休業制度について周知徹底を図り、気兼ねなく育児休業を取得できる労働環境づくりの推進に努めます。		
具体的な実績と現状			
実施しておりません。			
課題や今後の方向性等			
現在のところ、実施予定はありません。			

事業名	4. 子育てしやすい職場環境づくりの啓発		
担当課	福祉課子育て支援係	評価	E
計画における方向性	事業主だけでなく、職場の従業員にも子育て支援の重要性についての意識啓発を行い、女性労働者の妊娠中や出産後の健康管理、両親が育児休業をとりやすい雰囲気醸成、育児休業後の円滑な職場復帰の促進、労働時間の短縮等、仕事と育児が両立しうる雇用環境づくりに対する理解・協力を求めています。		
具体的な実績と現状			
実施しておりません。			
課題や今後の方向性等			
現在のところ、実施予定はありません。			

事業名	5. 出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実		
担当課	福祉課	評価	C
計画における方向性	出産・育児後の再就職を支援するため、女性の就職に関する講座や研修会等の情報提供を行います。		
具体的な実績と現状			
福岡県が行う講座や研修会、無料相談等の情報提供を行っています。			
課題や今後の方向性等			
引き続き情報提供を行っていきます。			

④子ども連れでも外出しやすいまちにするために

事業名	1. 公共施設における多目的トイレ、授乳コーナーの設置		
担当課	—	評価	E
計画における方向性	公共施設においては、子ども連れの利用者に配慮したおむつ替えスペースが整備された多目的トイレや授乳コーナーの設置を進めます。		
具体的な実績と現状			
保健センターにはおむつ替えスペース等が設置されていますが、公共施設全体としては、設置の普及には至っていません。			
課題や今後の方向性等			
設置の普及に努めていきます。			

事業名	2. 子どもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備		
担当課	—	評価	D
計画における方向性	子どもや妊婦、ベビーカー利用の子ども連れが安心して外出できるように、幅の広い歩道の整備や段差の解消等、安全で快適な歩行空間の確保を促進します。		
具体的な実績と現状			
順次、歩道の整備を進めています。			
課題や今後の方向性等			
今後も必要に応じて、整備を進めていきます。			

事業名	3. 子育て中でも利用しやすい商業施設整備に向けた啓発		
担当課	—	評価	E
計画における方向性	子育て中の家庭が子ども連れでショッピングや食事を楽しめるよう、ベビーカーでも余裕をもって移動できる幅の広い通路、おむつ替えや授乳のためのスペース、託児コーナー、禁煙コーナー等が整備された商業施設の普及に向けた啓発を行います。		
具体的な実績と現状			
現在のところ、実施しておりません。			
課題や今後の方向性等			

⑤子どもの安全に配慮された地域社会を形成するために

事業名	1. 子どもが安全にのびのびと遊べる公園等の整備		
担当課	福祉課子育て支援係	評価	B
計画における方向性	地域の子どもや利用者の要望等を聴きながら、安全で身近に利用できる公園や子どもがのびのび遊べる芝生広場等の整備を推進します。		
具体的な実績と現状			
子どもが安全に使用できるよう、児童遊園の点検を毎年行っています。また、アグリパークに大型遊具を設置したり、児童館の一部を開放するなど、子どもが遊べる場所を提供しています。			
課題や今後の方向性等			
児童が安全に遊べるよう継続して児童遊園の点検を行っていきます。			

事業名	2. 安全な通学路の確保		
担当課	総務課行政係、学校教育課	評価	E
計画における方向性	通学路の整備や防犯灯の設置を推進し、安全な通学路の確保に努めるとともに、PTA等による通学指導の充実を図ります。また、子ども110番の家の周知と定期的な見直しを図ります。		
具体的な実績と現状			
通学路の点検は、教育委員会、警察、建設課とH24に実施し、順次整備を進めています。PTA等との通学指導の充実は図れておらず、子ども110番の家の周知、定期的な見直しも図れていません。			
課題や今後の方向性等			
学校と協議し、通学路事情について調査し、安全対策等について検討が必要です。また、子ども110番の家を整理し、周知を図っていきます。			

事業名	3. 地域ぐるみによる防犯活動の推進		
担当課	総務課行政係、学校教育課	評価	D
計画における方向性	子どもをねらった犯罪を未然に防ぐため、子ども110番の設置拡充など、通園・通学路や公園・広場等の地域環境の中で犯罪の発生しない環境整備を推進します。		
具体的な実績と現状			
お散歩のときに合わせて、子ども達の安全確保や地域の見回りをしてくれる「お散歩防犯パトロールボランティア隊員」を募集し、地域のパトロールを行ってもらっています。			
課題や今後の方向性等			
子ども110番の家を整理したり、お散歩防犯パトロールボランティアの活動を広く周知し、充実したものにしていきます。			

(4) 心身ともに健全な次代の親をはぐくむまちづくり

①生命の大切さを理解し、性に関する正しい知識を身に付けるために

事業名	1. エイズなど性感染症の情報提供と予防の啓発		
担当課	住民課健康増進係	評価	A
計画における方向性	エイズなど性感染症の危険性や感染の実態に関する情報提供と感染予防の啓発に努めます。		
具体的な実績と現状			
H25年度次世代思春期教室小学6年生向け、大人向けにて、木島知草さんによる講演会実施、中学3年生向けに米光真由美先生の講演会をH26年度も実施予定です。中学3年生向けには内田美智子先生（助産師）の講演会を予定しています。			
課題や今後の方向性等			
引きつづき実施していきます。			

事業名	2. 学校における性教育等の充実		
担当課	学校教育課	評価	B
計画における方向性	<p>小学校では、発達段階に応じた指導計画を立案し、体育科や総合的な学習の時間の中で、生命の大切さ・尊さを理解する教育を実践し、自他の生命の大切さに気づき、適切な行動がとれるよう指導の充実を図ります。</p> <p>また、中学校・高等学校では、保健体育科・家庭科や保健師等による出前講座で、人間の性に対する基礎的・基本的事項を正しく理解させ、自己の性に対する認識をより確かにさせるとともに、望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の習得など、性教育の充実を図ります。</p>		
具体的な実績と現状			
「性」（生）教育推進計画、人権教育推進計画を作成し実施しています。			
課題や今後の方向性等			
引きつづき実施していきます。			

事業名	3. 乳幼児とのふれあい体験の推進		
担当課	学校教育課	評価	C
計画における方向性	生命の尊さを知り、自分も親に愛されているという実感を得られるよう、中学生を対象に育児体験学習の充実を図り、男女ともに乳幼児に接する機会や子育てに関する学習機会を増やします。		
具体的な実績と現状			
職場体験学習の実施			
課題や今後の方向性等			
継続して実施していきます。			

②自ら心身の健康を維持・増進するために

事業名	1. 健康診査・体力測定の実施		
担当課	住民課健康増進係	評価	E
計画における方向性	子ども自ら、自己の身体や健康の状態を把握・確認しながら健康管理ができるよう、健康診査・体力測定の実施を図ります。		
具体的な実績と現状			
現在、実施しておりません。			
課題や今後の方向性等			
実施には、学校との連携、マンパワーが必要です。			

事業名	2. 学校における健康教育の実施		
担当課	学校教育課	評価	B
計画における方向性	小学校の体育科、中学校・高等学校の保健体育科における保健学習や関連教科、学級活動・ホームルーム活動を中心とした保健指導を充実させ、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うとともに、薬物乱用・飲酒喫煙防止教育等、健康教育の実施を図ります。		
具体的な実績と現状			
健康教育推進計画を作成し実施しています。			
課題や今後の方向性等			
継続して実施していきます。			

事業名	3. 食に関する生涯学習の場の提供		
担当課	住民課健康増進係	評価	E
計画における方向性	思春期の健康管理と将来の生活習慣病予防等、食の重要性に鑑み、「食」に関し学び考える生涯学習の場を提供していきます。		
具体的な実績と現状			
壮年世代の生活習慣病予防についての情報提供の機会はあるが、思春期の生涯学習の場がないため、現在、実施しておりません。			
課題や今後の方向性等			
学校との連携が必要です。			

事業名	4. 外食等栄養成分表示の普及啓発		
担当課	住民課健康増進係	評価	E
計画における方向性	ふだんからバランスのよい食事を心がけられるよう、外食等栄養成分表示の普及啓発を推進します。		
具体的な実績と現状			
保健所（県）が実施しています。			
課題や今後の方向性等			
今後も引き続き、県の取り組みを支援していきます。			

事業名	5. 余暇活動の推進		
担当課	—	評価	E
計画における方向性	単なる休養やストレスコントロールのための余暇活動というにとどまらず、各自の目的に応じ、自己の可能性を試し、新しい自分を発見する場としての余暇活動の推進を図ります。		
具体的な実績と現状			
現在のところ、実施しておりません。			
課題や今後の方向性等			
実施予定はありません。			

事業名	6. 喫煙・飲酒・薬物乱用による健康への影響の情報提供・啓発		
担当課	住民課健康増進係	評価	D
計画における方向性	未成年者の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、それらの健康への影響について正しい情報提供と啓発を行います。		
具体的な実績と現状			
現在、町では実施できていませんが、関係機関からの情報を住民に広く周知していきます。			
課題や今後の方向性等			
今後も引き続き情報提供を行います。			

③思春期の子と親が悩みを相談できる体制を整えるために

事業名	1. スクールカウンセラーの充実		
担当課	学校教育課	評価	B
計画における方向性	生徒の思春期における様々な心の問題にも対応できるスクールカウンセラーを配置し、カウンセリング体制の充実を図ります。		
具体的な実績と現状			
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを町内で1名雇用しています。また、心のレスキュー隊1名を椎田小学校に配置しています。			
課題や今後の方向性等			
継続して実施していきます。			

④社会の一員としての自覚と責任をもち、自立に向けた準備を進めるために

事業名	1. 子どもの自立促進に向けた教育の充実		
担当課	学校教育課	評価	B
計画における方向性	子どもが社会のしくみを知り、将来、社会の一員としての責任と自覚をもって自立できるよう、家庭や地域とも連携をとりながら、「生きる力」をはぐくむ教育の充実を図ります。		
具体的な実績と現状			
米作り・野菜作り等の農業体験や、職場体験等を実施しています。			
課題や今後の方向性等			
継続して実施していきます。			

事業名	2. ボランティア活動の促進		
担当課	福祉課社会福祉係	評価	E
計画における方向性	子どもの社会性を養うという観点からも、子どもの時からのボランティア活動を促進するとともに、特に、中学・高校・大学生が子どもたちとふれあえるボランティア活動の機会充実を図ります。		
具体的な実績と現状			
現在のところ、実施していません。			
課題や今後の方向性等			
必要に応じて、検討していきます。			

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1. 市町村等の責務

子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。

また、法では「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

市町村の責務	
1	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的におこなうこと。
2	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けたり、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助をおこない、関係機関との連絡調整など便宜の提供をおこなうこと。
3	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、様々な施設や事業者から、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。

事業主の責務	
1	雇用する労働者に係る様々な労働条件の整備や、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等をおこなうことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

国民の責務	
1	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

2. 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、県や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1) 行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民ひとり一人は地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

(3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障害の有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

(4) 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

3. 計画の推進に向けた3つの連携

本計画に実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

(1) 市町村内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

(2) 近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

(3) 国・県との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・県との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

資料編

1. 計画策定の経緯

期 日	内 容
平成 25 年 12 月	「子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査」実施
平成 26 年 6 月 3 日	第 1 回 築上町子ども・子育て会議
平成 26 年 7 月 22 日	第 2 回 築上町子ども・子育て会議
平成 26 年 8 月 27 日	第 3 回 築上町子ども・子育て会議
平成 26 年 12 月 16 日	第 4 回 築上町子ども・子育て会議
平成 27 年 1 月 30 日	第 5 回 築上町子ども・子育て会議
平成 27 年 2 月 20 日～ 3 月 11 日	「子ども・子育て支援事業計画（素案）」に対するパブリックコメント実施
平成 27 年 3 月 20 日	第 6 回 築上町子ども・子育て会議

2. 築上町子ども・子育て会議条例

築上町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、築上町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (5) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 町長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が必要と認める者のうちから町長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 築上町子ども・子育て会議 委員名簿

	区分	所属	役職等	氏名	備考
1	学識経験者	東九州短期大学 幼児教育学科	学科長 教授	オイエ キョウコ 尾家 京子	会長
2	学識経験者	九州女子大学 共通教育機構	教授	オオシマ 大島 まな	
3	保護者	葛城保育園	保護者代表	タカハシ ヨウスケ 高橋 陽介	
4	保護者	第一青蓮保育園	保護者代表	カワハラ トモオ 川原 智生	
5	保護者	めぐみ幼稚園	保護者代表	オカベ ユキマサ 岡部 幸真	
6	保護者	築上町PTA連合会	PTA代表	キムラ リツコ 木村 律子	
7	保護者	放課後児童クラブ	保護者代表	マツダ テツヤ 松田 哲也	(前任)
8	保護者	放課後児童クラブ	保護者代表	モリ ヒロコ 森 浩子	(後任)
9	子育て支援に従事する者	八津田保育園	園長	カク ソウズイ 加来 宗瑞	副会長
10	子育て支援に従事する者	山びこ保育園	園長	タハラ シズカ 田原 静香	
11	子育て支援に従事する者	めぐみ幼稚園	園長	ムラカミ キョウアキ 村上 浄証	
12	子育て支援に従事する者	築上町立小中学校校長 校長会	小学校校長	ナカオ ヤスヨ 中尾 康代	
13	子育て支援に従事する者	放課後児童クラブ	保育士代表	ウエダ エミ 上田 絵美	
14	子育て支援に従事する者	築上町児童館	館長	トクナガ マコト 徳永 誠	

築上町子ども・子育て支援事業計画

編集・発行 築上町役場
〒829-0392 福岡県築上郡築上町大字椎田 891 番地 2
電話番号：0930-56-0300（代表）

発行年月 平成 27 年 3 月



築上町マスコットキャラクター
『築上(きずきのぼる)』くん